

# 特集

## 平成29年度

### 第三者行為求償事務新任担当者研修会

市町村会館2階中研修室

平成29年5月23日

奈良県国保連合会は、平成29年5月23日(火)午後1時30分から、奈良県市町村会館2階中研修室において、平成29年度第三者行為求償事務新任担当者研修会を開催した。保険者の新任担当者40名が参加した。

開会に際し、坂口保険者支援課長が挨拶を行った。

この求償事務については、連合会としては、平成29年度の重点課題



坂口保険者支援課長

と位置付けている。平成30年度より保険者事務の共同化として、市町村のニーズに的確に応じられるよう交通事故に限らず全ての第三者直接請求事務を請け負うことを考えている。ただ、交通事故での損害保険会社に対して行う損害賠償分については、賠償額や確実性などを考



えると大きなウェイトを占めており、今後も求償事務の中心になっていくと考えている。

第三者行為による保険診療分については、国庫からの支給対象となっており、保険給付分に係る損害賠償請求権を被保険者の方から代位取得して、損害保険会社等へ損害賠償を行っていくことは、非常に重要であるとともに保険財政の健全化について有効な手段である。一方で、保険者努力支援制度として、特別調整交付金の算定に際し、課題に対する努力を評価して財政支援を

する仕組みが作られ、第三者求償にも、7つの評価指標が示されており、すぐにでも対応していただきたいと第三者求償事務の必要性重要性を強調した。

一、第三者行為求償事務の基礎知識について、保険者支援課寺田支援専門員が説明を行った。

○ 交通事故発生から示談までの流れについて説明

○ 過失割合について状況図を用いて説明

○ 自賠責保険、自動車保険(任意)の関係と内容について説明

二、次に、第三者行為求償事務の取



寺田支援専門員

組強化について、保険者支援課吉田求償係長が説明を行った。

○ 求償事務に関する保険者努力支援制度の評価指標について、実施状況と平成29・30年度分の追加項目を説明

○ 国による求償事務アドバイザーの活用について説明

○ 第三者行為の案件の漏れを防ぐことが重要であること、奈良県としての取組強化として案件の掘り起こしに力を入れていくことを説明

○ 特記「10」の未受託リスト(平



吉田求償係長

成27年度分)の送付を行ったこと、28年度分を作成し送付すること、傷病原因確認通知書

について、連合会内で精査し、可能性が高いものを抽出すると、巡回相談の実施、ポスター、パンフレットを作成し、保険者・医療機関へも配布して周知していくことを説明

○ 保険者での発見方向と事務処理の手續きについて説明

○ 求償範囲の拡大として、個人賠償保険を平成28年度より実施、ボランティア保険、施設賠償などについても相手方損保会社が対応している場合については全て受託し、取組の強化を図っていることを説明

○ 直接請求については、平成30年度からの県・市町村との共同事務の中で議論されていることから、具体的に決まり次第報告すると説明

### 三、質疑応答

Q 自損事故について(夫が運転をしている車が自損事故を起こし、助手席の妻がケガをした場合)はどうなるのか。

A 車の名義人が夫の場合、助手席の妻は、“他人”との見解から自賠償保険は適用されるが、任意保険は“他人”として扱われないため求償できない。

Q 人身傷害保険で第三者求償はできるか。

A 当該保険は、自分の障害のために、自分の任意保険に付けている保険である。損害賠償保険でないため、人身傷害保険対応の損害保険会社は、相手の自賠償保険への請求となり、国民健康保険との競合請求となる。

第三者行為求償事務の業務については、昨年は、事業課保険者支援係で他の業務と合わせて係員3名で行っていたが、本年4月から保険者支援課求償係として、係員4名体制で、本業務を専門に扱う体制へ充実が図られ、成果が求められている。

